

○笛吹市空き家バンク登録物件に係る改修等補助金交付要綱

平成29年3月14日

告示第17号

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家バンクへの登録を促進し、市内の空き家の有効活用及び市内への移住定住を促進するために、登録物件の改修等を行う者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、笛吹市補助金等交付規則(平成16年笛吹市規則第47号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家バンク 笛吹市空き家情報登録制度設置要綱(平成26年笛吹市告示第67号。以下「設置要綱」という。)第2条第3号に規定する空き家バンクをいう。
- (2) 登録物件 設置要綱第2条第1号に規定する空き家であって、空き家バンク登録台帳に登録された物件をいう。
- (3) 所有者等 設置要綱第2条第2号に規定する所有者等をいう。
- (4) 移住者 登録物件に新たに住民票を異動した者又は第8条の実績報告を市長に提出する日までに住民票を異動する者で、登録物件の売買契約若しくは賃貸借契約を締結又は登録物件の売買契約若しくは賃貸借契約を締結予定の者をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象が、所有者等の場合、市税等の滞納がない者とする。

2 補助金の交付対象が、移住者の場合、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 設置要綱第7条各号に規定する利用登録者
- (2) 所有者等と登録物件の売買契約若しくは賃貸借契約を締結している者であって、当該契約の締結の日以後1年を経過していない者又は登録物件の売買契約若しくは賃貸借契約の締結予定者であって、所有者等の同意を得た者
- (3) 所有者等の3親等以内の親族でない者
- (4) 当該登録物件に5年以上継続して居住することを予定している者
- (5) 当該物件の属する地域の行政区に加入し、又は加入することを予定している者

- (6) 申請する者が属する世帯の世帯全員が市税等(移住前の居住地における市税等を含む。)を滞納していないこと。
- (7) 住宅取得者及びその世帯員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団(同法同条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める風俗営業(専ら飲食を主体とする食堂、レストラン等の営業を除く。)、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業の事業者でないこと。

3 補助金を申請する日の属する年度内に事業を完了した者であること。

(補助金の交付対象事業)

第4条 補助金の交付対象事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号に掲げる事業とし、これらの事業の内容は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) リフォーム事業 移住者が発注する次に掲げる登録物件に対して行う工事であって、市内施工業者に請け負わせる工事とする。ただし、空家と同一敷地内に存する車庫、納屋、塀等の建築物、構造物の改修及び撤去等又は外構工事は補助対象事業としない。

ア 給排水、ガス又は電気設備の改修

イ 台所、浴室、洗面台又はトイレの改修

ウ 壁紙の張替え等の内装の改修

エ 屋根又は外壁等の外装の改修

オ 一部改築、増築等の工事又は修繕で建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令に違反しないもの

(2) 空家活用促進事業 所有者等又は移住者が登録物件に対して行う次に掲げるものとする。

ア 居住部分に係る家財処理で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条に規定する一般廃棄物処理業の許可を受けている業者が実施するものとする。ただし、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)に基づく特定家庭用機器廃棄物の処理又は当該空家が供用住宅の場合にあっては、店舗部分に供されていたものの処理は除く。

イ 敷地内の樹木に係る伐採、運搬及び処理

ウ 売買又は賃貸契約であつて、不動産の仲介手数料、所有権移転登記に要する費用、引越しに要する費用が生じるもの及びその他市長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業としない。

- (1) 補助金の交付決定前に着手した場合
- (2) 前項に規定する事業について他の助成を受けた場合
(補助金の額等)

第5条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費とし、その補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) リフォーム事業 当該事業に要する経費の2分の1以内の額とし、100万円を限度とする。
- (2) 空家活用促進事業 当該事業に要する経費の2分の1以内の額とし、20万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。

3 補助金の交付は、同一の登録物件に対し、1回に限るものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 移住者がリフォーム事業及び空家活用促進事業について併せて交付の請求を行う場合
- (2) 所有者等及び移住者のそれぞれが空家活用促進事業について交付の請求を行う場合
(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「交付申請者」という。)は、空き家バンク登録物件に係る改修等補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、事業を行う前に市長に提出しなければならない。

- (1) リフォーム事業又は空家活用促進事業に係る費用の明細書及び見積書の写し
- (2) 工事を行う住宅の外観及び施工予定箇所の写真(リフォーム事業に限る。)
- (3) 工事等の内容が分かる図面等(リフォーム事業に限る。)
- (4) 登録物件の売買契約若しくは賃貸借契約書の写し又は売買若しくは賃貸借の同意が得られたことを証する書類(移住者に限る。)

- (5) 工事に係る所有者等の同意を得られたことを証する書類(リフォーム事業を行う移住者に限る。)
- (6) 市税等の納税証明書
- (7) 誓約書(所有者等は様式第2号、移住者は様式第2号の2による)
- (8) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、空き家バンク登録物件に係る改修等補助金交付決定通知書(様式第3号)により、不適当と認める場合は空き家バンク登録物件に係る改修等補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業が完了した後30日を経過した日又は当該決定の受けた日の属する年度の末日のうちいずれか早い日までに、空き家バンク登録物件に係る改修等補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業に係る契約書の写し
- (2) 事業に係る領収書の写し
- (3) 工事を行った箇所の完了後の写真
- (4) 登記をした土地又は建物の登記事項証明書(所有権移転登記を補助対象事業として実施した場合に限る。)
- (5) 転入又は転居した後の世帯全員の住民票の写し(移住者に限る。)
- (6) 売買契約又は賃貸借契約書の写し(申請時に売買又は賃貸借の同意が得られたことを証する書類を提出した者に限る。)
- (7) その他市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、これを適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、空き家バンク登録物件に係る改修等補助金交付額確定通知書(様式第6号)により、補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、空き家バンク登録物件に係る改修等補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、交付決定者に速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、空き家バンク登録物件に係る改修等補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により交付決定者に通知し、補助金の交付決定を取り消す。

(1) 補助金の交付要件に該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(4) 補助金交付決定を受けた所有者等が、事業が完了した翌日から4年以内に、正当な理由なく登録物件を取り消すとき。

(5) 前4号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、空き家バンク登録物件に係る改修等補助金返還命令書(様式第9号)により、期限を定めてその返還を命じることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。

附 則(令和2年3月9日告示第29号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月31日告示第126号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月27日告示第53号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和8年3月27日告示第57号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。